

## 和歌山県公共工事入札監視委員会第87回定例会議 議事概要

開催日及び場所	令和5年11月30日(木) 13:30~15:00 和歌山県自治会館 304会議室	
出席委員氏名	沖本易子(委員長) 永瀬節治(副委員長) 田上順子 辻原治 柳川正剛 岩橋靖子	
審議対象期間	令和5年7月1日 ~ 令和5年9月30日	
抽出案件	総件数 2件	議事 ○入札及び契約手続の実績状況等の報告 ○抽出工事に係る競争参加資格の認定の経緯等審議 ○意見交換会
一般競争入札	1件	
条件付き 一般競争入札	2件	
通常指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答	意見・質問 別紙のとおり	回 答 別紙のとおり
委員会による建議 の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p><b>【条件付き一般競争入札】</b> ○高野口野上線（九度山橋） 道路メンテ工事</p> <p>1. A委員 技術資料作成要領交付期間について、6月15日から7月3日までの3週間ぐらい。3週間で入札を求めるとするのは、通常これぐらいか。</p> <p>金額によって期間が変わってくるということか。</p> <p>2. B委員 曲弦ワーレントラスを来年度に分割施工としているのは、片側交互通行の区間が長くないように分けているということか。</p> <p>3. A委員 橋梁が供用から65年経っているということで、何年間使えるのかというのはなかなか難しいところだと思うが、塗装工事をするにあたって、架替えということは検討されなかったのか。</p> <p>耐震性の検討には優先順位があると思うが、今回の橋は大丈夫だろうということで、錆びないように塗装を優先したということか。</p>	<p>（発注機関：伊都振興局建設部）</p> <p>1. 総合評価落札方式の特別簡易型であれば、公告期間は15日以上となっている。</p> <p>金額だけでなく、最低価格落札方式であれば土日を除く5日以上、総合評価落札方式の特別簡易型であれば15日以上、というように、発注方式と金額によって定めている。</p> <p>2. そうです。</p> <p>3. やはり架替えとなると、莫大な費用がかかる。第一次緊急輸送道路などであれば、耐震補強等や修繕をしながら使えるものは使っていく。</p> <p>耐震性については、緊急輸送道路として、必要な路線を決めてそこからやっている状況。 ここは緊急輸送道路になっていないので、まず塗装して使えるものはできるだけ使っていくという方針で、塗替えをやっている。</p> <p>橋梁点検という道路法で決められている5年に1回の点検があり、その中で、橋を架け替えないと駄目だという点検結果が出ることもある。使えるものは原則使っていきながらということになるので、老朽化の状況やランニングコスト等をみながら架替えやそのまま補修して使っていくという判断をしている。</p> <p><b>【事務局】</b></p>

意見・質問	回 答
<p>幹線道路については、大体、耐震性の評価は終わっているのか。</p>	<p>はい。【事務局】</p>
<p>【条件付き一般競争入札】 ○南紀白浜空港滑走路改良工事</p> <p>1. A委員 その他の要件の代表幹事以外の構成員ところ、2者でやるというのが条件で、代表幹事以外は同種工事の実績を有しない者であることとあるが、これは実績のない業者を実績のある業者と組ませて、実績をつくってもらおうという意図か。</p> <p>2. B委員 航空機の安全運行についての提案で、夜間の作業になるということは、夜間の離発着はあるのか。</p> <p>3. D委員 入札参加要件として共同企業体としているが、これはどういうときに共同企業体のみにするのか。</p>	<p>(発注機関：西牟婁振興局建設部)</p> <p>1. そのとおり。</p> <p>2. 夜間の離発着はないが、夜間工事で実質作業できるのは8時間か9時間ぐらいであり、翌日の離発着に支障がないようにしなければいけない。</p> <p>3. 県内の舗装業者で、空港の舗装実績を持った業者が3者しかなかった。 この事業は今回380mで、施工済を含めても560m、滑走路が2000mで、今後1440mをやっていく。予定としては令和8年度までこの舗装工事を継続していくことになっている。 今後も発注をしていくなかで、少しでも県内業者に実績を持っていただいて応札して欲しいという思いもあるので、共同企業体という位置づけにしている。</p> <p>和歌山県の公共調達の改革が平成19年6月に行われ、大規模工事について、個々の工事で必要とされる施工能力のレベルを勘案し、施工可能な県内企業が存在しない工事については従来型の県外・県内業者のJVの義</p>

意見・質問	回 答
<p>4. C委員 その他の要件のところ、すべての構成員に、施工機械などの所有要件が具体的に課されているが、この意図は。</p> <p>この機械はそんなに特殊な機械でもなく、舗装を専門にされるのだったら、おそらく持っているだろうという機械か。</p>	<p>務付けを、施工可能な県内企業が存在するが、その数が少ない工事については、いわゆる混合入札方式を実施する。ということを県の方針として決めている。</p> <p>実績を持たれている方が今3者しかなく、単体だけで入札してしまうと、その3者に限られて入札可能業者が今後増えない。代表幹事以外の構成員は、施工実績を有するところと組み、技術移転をしていただいて、次の入札のときには代表幹事になって入札していただければ、というような意図も込めてこういう制度にしている。【事務局】</p> <p>4. 専門工事については、専門業者を守っていく観点からも、そういう機械を持っている方に限ったの参入としている。【事務局】</p> <p>舗装自体を生業にして専門にされている方であれば、当然持たれている機械である。【事務局】</p>
<p>【意見交換会】</p> <p>下記について意見交換を行った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 公共工事動向について</p>	